

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和7年6月6日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 京都信用金庫 理事長 榊田 隆之			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	880 台	9 台	25 台	908 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	9 台	9 台	0 台	9 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	4.45	キログラム	90.8	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	保全管理業者がマニュアルに基づき、年1回の定期点検と年4回の簡易点検を実施している。			
	廃棄時	府内の第一種特定製品の廃棄時には、保全管理業者のフロン管理担当者がマニュアルに基づき廃棄している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	府内の事業所で管理している空調機に対して夏季の前に試運転を実施し、不具合が無いか確認している。			
	廃棄時	保全管理業者から破壊証明書が回付された事を確認し、冷媒用代替フロンが適切に処理されている事を確認している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際はトップランナー機器（地球温暖化係数が低い冷媒を使用した製品）を導入する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。